

定期高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ

4月から、定期高齢者肺炎球菌の予防接種が**満65歳の人**を対象としたものになりました。**65歳の誕生日の翌月初め**に通知がお手元に到着するよう発送します。



●対象

①と②のいずれかに該当する人で、過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことのない人

①65歳の人(65歳の誕生日から66歳の誕生日前日までの人)

②60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能で身体障害者手帳1級、または同程度の障害があると医師が判断した人

※公費負担による定期高齢者肺炎球菌予防接種は生涯で1回です。

※65歳を超える人を対象とした5歳刻みの経過措置は2024年3月31日に終了しました。

●接種場所 詳しくは通知をご覧ください。

●その他

令和5年度に65歳の誕生日を迎えた人は、66歳の誕生日前日まで接種することができます。接種を希望する人は予診票の差し替えが必要です。健康づくり室までご連絡ください。66歳以上の人で、公費負担による定期高齢者肺炎球菌予防接種を接種していない人は、町独自の補助制度があります。詳しくは健康づくり室までお問い合わせください。

歯周疾患検診が始まります

歯周疾患検診は、歯周病を早期に発見し、治療するためのものです。いつまでも自分の歯で食事をし、健康な生活を送れるように、検診を受けましょう。

右記の年齢の人を対象に、**6月**より実施します。詳しくはお手元に届きました通知をご確認ください。

検診対象者：下記年齢に該当し、検診当日吉岡町に住所がある人

年 齢	生 年 月 日
20歳になる人	平成16年4月1日～平成17年3月31日生まれ
25歳になる人	平成11年4月1日～平成12年3月31日生まれ
30歳になる人	平成6年4月1日～平成7年3月31日生まれ
35歳になる人	平成元年4月1日～平成2年3月31日生まれ
40歳になる人	昭和59年4月1日～昭和60年3月31日生まれ
45歳になる人	昭和54年4月1日～昭和55年3月31日生まれ
50歳になる人	昭和49年4月1日～昭和50年3月31日生まれ
55歳になる人	昭和44年4月1日～昭和45年3月31日生まれ
60歳になる人	昭和39年4月1日～昭和40年3月31日生まれ
65歳になる人	昭和34年4月1日～昭和35年3月31日生まれ
70歳になる人	昭和29年4月1日～昭和30年3月31日生まれ

上記2つ共に

問い合わせ先 健康福祉課 健康づくり室 ☎54-7744(直通)

児童手当現況届について

現況届とは、毎年6月1日における状況を審査し、引き続き手当を受ける要件を満たすかどうかを確認するためのものです。町では、6月1日現在の受給者の現況を住民基本台帳などの公簿で確認します。

対象者には5月末頃、現況届を郵送しました。期限までにご提出ください。

※児童の養育状況が変わっていない人は現況届の提出は原則不要です。

現況届の提出が必要な人 (次のいずれかに該当する人)

- ①離婚協議中で配偶者と別居している人
- ②配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が実際の居住地と異なる人
- ③支給要件児童の戸籍や住民票がない人
- ④法人である未成年後見人、施設・里親の受給者の人
- ⑤その他、町から提出の案内があった人



児童手当の「所得上限限度額」について

令和4年10月支給分から、児童を養育している人の所得が下表の「所得上限限度額」以上の場合、児童手当などは支給されなくなりました。

所得上限限度額

扶養親族などの数	所得額
0人	858万円
1人	896万円
2人	934万円
3人	972万円
4人	1,010万円
5人	1,048万円

※扶養親族などの数は、年末調整や確定申告で税法上申告した人数です。所得上限限度額は、扶養親族などの数に応じて、1人につき38万円(扶養親族などが70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※所得上限限度額以上となり受給資格を喪失した後に、所得が所得上限限度額を下回った場合、再び支給対象となりますが、改めて認定請求書の提出が必要となります。ご注意ください。

「すくすくひろば」開催のお知らせ

子育てをしている保護者とその子どもを対象に、「すくすくひろば」を月1回開催しています。

「すくすく」には、子どもへの「すくすく育て」というみんなの願いと、子ども自身が持つ「すくすく育とうとする力」を支えたいという思いを込めています。ぜひご参加ください。

▶内容

- ・子育てのお話
- ・育児相談(希望者)
- ・体重測定(希望者)



▶期日

6月24日(月)

※日程は、広報よしおかInformation、裏面スケジュールカレンダー、「児童館だより」をご確認ください。

▶時間 10:30～

▶場所 児童館

▶申し込み 不要

▶スタッフ

- ・保健師
- ・栄養士

上記2つ共に

問い合わせ先 健康福祉課 子育て支援室 ☎26-2248(直通)